

雇 労 一 1511

平成28年 1月29日

秋田県労働福祉協議会

会 長 東海林 悟 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久



労働者福祉に関する要請について（回答）

平成27年（2015年）12月15日付け秋田労福協発第42号により提出された要請書について、別添のとおり回答します。

労働者福祉に関する要請に対する回答書

大項目 1

要 求 ・ 提 言 事 項	回 答
<p>1. 秋田県労働福祉協議会及び労働福祉事業団体の周知 秋田県労働福祉協議会は構成団体の相互協力・利用促進や福祉活動に関する協議、検討を行いながら「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」をめざし、幅広い立場・観点から政策提言要請や関連する運動を展開して来ました。労働者福祉の向上・前進に向け、秋田県労働福祉協議会及び構成団体である労働福祉事業団体（東北労働年金庫秋田県本部、全労済秋田県本部、一般財団法人秋田県労働会館、連合秋田）に対して引き続きご支援頂くとともに、各団体の育成・発展に向けご協力頂く事をお願いします。また県民に対して各団体の事業内容や制度の宣伝・周知を要請します。</p>	<p>1. 秋田県労働福祉協議会及び労働福祉事業団体の周知 貴協議会におかれましては、労働者福祉の向上及び社会保障の確立に向けた様々な取り組みに対し、重要な役割を果たしているものと認識しております。 貴協議会が実施している事業の中で、広く県民を対象とした公益性を伴う事業については、宣伝・周知等の必要な支援を引き続き行なってまいりますので、今後とも、労働者福祉の向上につながる積極的な事業の推進をよろしくお願いいたします。</p>

労働者福祉に関する要請に対する回答書

大項目 2

要 求 ・ 提 言 事 項	回
<p>2. 東日本大震災の被災者・避難者への生活支援策 未曾有の大震災から間もなく5年の月日が経過しようとしていますが、県内への避難者は震災発生当初より減少はしましたが、いまだに900名弱の方々が暮らしていると思われまます。 県内各地へ避難している方々に対する支援策を一層強化するとともに、県として以下の取り組みを要請します。</p> <p>①県内への避難者を含め、地域ごとに被災者の生活、住居、就労、医療・福祉等に関するきめ細かな情報提供や総合相談の体制を整備すること。</p>	<p style="text-align: center;">答</p> <p>①県では、平成24年度に総合相談窓口となる被災者受入支援室を総合政策課内に設置し、避難者支援相談員の戸別訪問による相談活動、生涯学習センター内に避難者交流センターの開設、被災元自治体を招いての情報交換・交流会の開催、ハローワーク等と連携した就労相談、支援情報等を記載した情報紙「スマイル通信」の発行等ワンストップの体制で支援を行っております。 また、平成25年度からは心身の不調を訴える避難者に対し、保健師の個別訪問による健康相談や医師、臨床心理士等による定期相談会を開催しております。 今後も被災者に寄り添ったきめ細かな支援を行ってまいります。</p>

労働者福祉に関する要請に対する回答書

要 求 ・ 提 言 事 項	回 答
<p>②経済的な理由で被災者子弟の就学の機会が奪われることがないよう、学費・入学金・給食費等の減免や、無償給付型や地域特別枠を含む公的奨学金制度の拡充をはかること。</p>	<p>②義務教育段階における児童生徒及び特別支援学校の児童生徒については、「被災児童生徒就学援助事業」、「被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業」により、学用品費や学校給食費などを給与する市町村に対して補助しております。</p> <p>高等学校においては、県立高校では入学検定料・入学金を免除しております。公立高校の授業料については、3年生は「公立高校授業料無償制」により無償となっております。1、2年生は保護者等の所得が一定額以下の生徒について、「高等学校等就学支援金制度」により無償としております。加えて、1、2年生については保護者等の所得に応じて、「奨学給付金制度」により給付金を支給しております。私立高校については、「高等学校等就学支援金制度」による授業料助成に加え、県独自の授業料及び入学金に対する助成を行っているほか、保護者の所得に応じて、「奨学給付金制度」により給付金を支給しております。</p> <p>このほか、県内高校に転入学した生徒を対象に、公益財団法人秋田県育英会を通して、高等学校等奨学金を無利子で貸与しております。</p>
<p>③避難者の生活再建のために、被災者生活再建支援制度の抜本的拡充を目的として、支援金額や国の負担金額の引き上げを積極的に働きかけること。</p>	<p>③被災者の生活の再建のために必要な制度の拡充等につきましては、全国知事会や北海道東北地方知事会を通じて要望活動を行っております。</p> <p>今後も様々な機会を通じ国に対し要望してまいります。</p>

労働者福祉に関する要請に対する回答書

要 求 ・ 提 言 事 項	回 答
<p>3. 格差・貧困社会の是正、セーフティネットの強化</p> <p>(1) 生活困窮者自立支援制度の構築と就労支援に向けた体制強化</p> <p>今年4月に施行された生活困窮者自立支援制度に関し、実効性のある制度とするため、県として地域住民の生活実態に照らして対応すべき以下の課題について、早期に検討・実施するとともに、指導性を発揮されますよう要請します。</p> <p>①生活困窮者の生活・就労を包括的・伴走的に相談・支援する制度を確立し、実施体制を構築すること。</p> <p>②制度の実施にあたっては、生活困窮者や複合的な課題を抱えた人たちに対して「社会とのつながりの再構築」をめざすという基本的視点や、「包括的かつ個別的な支援」「早期からの継続的支援」といった本来の趣旨・理念の徹底をはかること。</p> <p>③福祉分野にとどまらず、部局横断的、総合的に取り組む体制や官民協働の幅広いネットワークを構築する。特に労働相談や就労支援に関しては、労働行政や労働組合が積極的に参画できる体制にすること。</p>	<p>3.</p> <p>(1) 生活困窮者自立支援制度の構築と就労支援に向けた体制強化</p> <p>①福祉事務所を設置する県や各市においては、その地域の実情に合った形で事業が行われております。県の福祉事務所においては、生活困窮者の自立支援に係る事業の着実な実施に努めるとともに、各市に対しては、引き続き、適切な助言や情報提供を行ってまいります。</p> <p>②各福祉事務所設置自治体の担当課及び支援事業従事者に対しては、研修・情報交換・事例研究の場において、法の趣旨等についても説明・確認しているところであり、今後とも継続して法の理念等を説明してまいります。</p> <p>③福祉領域に限らず、保健、教育、雇用・就労などの自立のための支援メニューを持つ多くの関係機関と連携して、支援対象者の状況に応じた効果的な支援を行う必要がありますので、各自立相談支援機関に対して、地域のネットワーク強化について、助言等を行ってまいります。</p>

労働者福祉に関する要請に対する回答書

要 求 ・ 提 言 事 項	回 答
<p>④ 就労支援を促進するため、支援員の確保や体制の強化をはかるとともに、福祉部局と雇用部局との連携や、就労の受け皿となる協同組合、NPO、企業への支援を進めると</p>	<p>④ 自立相談支援機関に求められる役割は、誰もがその状況に応じて参加する地域社会を実現するための拠点となることであり、自立相談支援機関は、行政機関や地域団体とともに、就労訓練の場、就労の場の確保に取り組むことが必要であることから、各市に対して、就労支援の促進や関係機関との連携強化等について、必要に応じて助言等を行ってまいります。</p>
<p>⑤ 相談・就労支援に従事する人材の養成を計画的に進めるとともに、継続的な雇用と処遇の改善をはかると。また、支援員の人材養成においては労働相談にも対応できるように研修も組み込むこと。</p>	<p>⑤ 自立相談支援事業に従事する支援員は、相談・就労等の支援技術習得のため、国が実施する養成研修を受講する必要がありますが、受講枠の関係で受講できない者もいることから、当分の間、当該研修を受講していない場合でも業務に従事することになっております。 こうしたことから、県では、未受講者に対して、研修修了者による伝達研修やケース検討会を開催し、総合的な視点を持つ支援員の育成に努めているところです。</p>
<p>⑥ 生活困窮者自立支援制度の実施にあたっては、生活保護が必要な方は生活保護制度になが仕組みを構築し、福祉事務所においても相談者を遠ざける恣意的な運用とならないよう指導を徹底すること。</p>	<p>⑥ 各制度・施策やその他の社会資源の活用、それらとの連携などにより、相談者と伴走する形での支援が行われ、その中で、生活保護が必要な場合は、福祉事務所の生活保護担当課に確実につながっております。</p>
<p>⑦ 支援対象者は、経済的困窮者に限定せず、アウトリーチも含め可能な限り社会的孤立への対応をはかる。</p>	<p>⑦ 生活困窮者は、自ら支援を求めることが困難な場合もあるため、自立相談支援機関等において、社会的に孤立している方々の把握に努める必要があることから、各市に対して、必要に応じて助言等を行ってまいります。</p>
<p>⑧ 生活状態が逼迫している相談者に対する食料・住居等に関する緊急支援にワンストップで対応し早期に問題改善できるよう、縦割りになっていく各種支援制度の集約再編などの改善を進める。</p>	<p>⑧ 福祉事務所を設置する各自自治体に対しては、当該地域における効果的な支援体制の構築等について必要な助言等を行ってまいります。</p>

労働者福祉に関する要請に対する回答書

要 求 ・ 提 言 事 項	回	答
<p>⑨国の「生活困難者自立支援制度」などで構成されている「就労準備支援事業」「就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）」において、「社会的企業」や「協同労働の協同組合」を積極的に位置づけ活用することで、地域における雇用・就労創出や社会的居場所づくりと連動させる政策を推進すること。</p> <p>(2) ナショナルミニマムの確保と生活の底上げ</p> <p>①生活保護制度の生活扶助基準に準拠する、地方自治体が実施する諸制度について、住民生活への影響を最小限にとどめるため、従前と同水準の支援を堅持する等の措置を講ずること。また、県は関係市町村へ同趣旨の協力要請を行うこと。</p>	<p>⑨事業を推進する中で把握された新たな課題等については、県と市で情報を共有するとともに、必要に応じて国に対して政策提言や要望等を行ってまいります。</p> <p>(2) ナショナルミニマムの確保と生活の底上げ</p> <p>①国では、平成25年8月の生活扶助の見直し、「他の制度にできる限り影響が及ばないよう」にするとともに、各自治体には「地方単独事業においては国の方針を理解いただき判断されるよう依頼していただく」を対応方針として、厚生労働事務次官通知（県知事・中核市長あて）が発出されています。県ではこれを受けて関係市町村に国の方針を通知しております。</p>	

労働者福祉に関する要請に対する回答書

要 求 ・ 提 言 事 項	回	答
<p>3. 格差・貧困社会の是正、セーフティネットの強化 (3) 経済的理由で夢を断念させない ～教育・人材育成での機会均等</p> <p>今や大学生の2人に1人が“奨学金”を利用しており、卒業後は数百万円にも及ぶ返済に苦しみ社会問題化しています。背景には高騰を続ける大学授業料や、経済の悪化によって雇用形態が大きく変化したことが挙げられます。家庭収入が減少するなど親の経済力も低下し、奨学金に頼らなければ大学へも進学出来ない状況です。</p> <p>このままでは、貧困の連鎖や、中間層の結核、出産・子育てにも影響を及ぼすことになり、本県の課題である少子化・人口減を更に加速させる事になります。</p> <p>県として以下の内容について取り組むことを要請します。</p> <p>①経済的理由によって就学が困難な者の就学に向けた相談、および、奨学金制度の利用・返還に関する相談などの相談窓口の整備・拡充を図ること。</p> <p>また、奨学金の利用・返還に関する指導・説明等の中で奨学金利用希望者に将来の返済計画も含めた丁寧な説明を実施するよう、各市町村教育委員会、高校を指導すること。</p>	<p>3.</p> <p>(3) 経済的理由で夢を断念させない ～教育・人材育成での機会均等</p>	<p>①義務教育段階の児童生徒に対する児童生徒就学援助制度については、市町村の事務となっており、各市町村で相談窓口の整備等を図っております。</p> <p>高等学校では、就学支援金及び奨学給付金の手続については、各学校及び県教育委員会において相談を受け付けることとしております。制度の不知により希望する進路を諦めることがないよう、市町村教育委員会を通じ各中学校へ、また入学説明会や毎年の手続時に、各制度案内のリーフレット等を配付し相談窓口の周知を図ってまいります。なお、家計の急変等により授業料の納付が困難な場合には、授業料の減免を行っており、学級担任や事務室において相談を受けける体制をとっております。</p> <p>また、奨学金制度の利用・返還に関するについても、学校においてPTAや進路相談時に案内したり、校内へポスターを掲示したりするほか、県や公益財団法人秋田県育英会のホームページ等を通して取り組んでまいります。</p>

労働者福祉に関する要請に対する回答書

要 求 ・ 提 言 事 項	回	答
<p>②県は国に対し、現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善、ならびに、国による給付型奨学金の創設・拡充をはたらきかけること。</p>	<p>②国の奨学金制度への対応については、制度の拡充など、知事会等を通じて働きかけてまいります。</p>	<p>②県は国の奨学金制度を補う観点から、自治体独自の給付型奨学金制度や有利子の奨学金についての利子補給等の制度創設（充実・改善）を検討すること。</p>
		<p>③県独自の奨学金制度については、現時点においても、無利子貸与枠など他の都道府県に比しても手厚いものとなっているほか、来年度からは、主に子育て支援の観点から新たな奨学金制度を開始するべく検討中であります。給付型奨学金については、財政面で非常に厳しいものと考えられますが、国による制度改正等の状況を見守りながら、本県独自の奨学金制度の充実も含めて検討してまいります。</p>

労働者福祉に関する要請に対する回答書

要 求 ・ 提 言 事 項	回	答
<p>(4) 「孤立」から「支え合い」の社会へ</p> <p>①総合自殺対策大綱に掲げられた地方自治体の役割である、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めるとともに、自殺対策推進体制（自殺対策推進本部、自殺対策連絡協議会等）の整備・充実を図る。また、自死やメンタルヘルズ問題への偏見を取り除くべく啓発・教育活動に取り組むこと。</p> <p>②地域における餓死・孤立死等の発生防止に向け、適切な相談機関につなげることができるよう、行政支援団体、専門家、電気・ガス・水道等のライフライン関係者等による幅広い連携・協力体制を構築すること。</p>	<p>(4) 「孤立」から「支え合い」の社会へ</p> <p>①本県では、平成22年度に民学官が連携して自殺対策に取り組むため、「秋田ふきのとう県民運動実行委員会」が設立され、街頭キャンペーンや各種講演会の開催等により普及啓発に努めており、こうした活動は県民の「自殺（自死）」や「うつ病等」に対する誤解や偏見を減らすことにもつながっているものと考えております。</p> <p>また、県庁内においては、知事を議長とする「秋田県自殺予防対策推進会議」を開催し、関係各課が連携した取組を推進しているほか、学識経験者や民間団体等の委員からなる「健康づくり審議会・心の健康づくり推進分科会」での議論を施策に反映させながら自殺予防対策を推進するとともに、秋田年金事務所、全国健康保険協会秋田支部との共催によりメンタルヘルズセミナーを開催するなどして、自殺予防の啓発に取り組んでいます。</p> <p>今後とも各主体との連携強化を図りながら、自殺予防対策を推進してまいります。</p>	<p>②餓死・孤立死の発生防止には、地域の見守り体制を強化することが重要であるため、これまで、市町村に対して、ライフライン事業者や宅配業者等の民間事業者も含めた関係機関との連携強化を促してきたところであり、現在、全ての市町村が、何らかの形で事業者との連携・協力体制を構築しております。</p> <p>今後、必要に応じて情報提供等しながら、市町村における幅広い連携・協力体制の構築を支援してまいります。</p>

労働者福祉に関する要請に対する回答書

要 求 ・ 提 言 事 項	回	答
<p>4. 暮らしの総合相談（ライフサポート）事業運営への理解と協力</p> <p>秋田県労働福祉協議会が労働福祉事業団体をはじめ弁護士会、司法書士会、NP0等との連携のもと、「暮らしなんでも相談」として開設した「ライフサポートセンターあきた」は、昨年より秋田県労働会館の事業へ移行されましたが2015年12月で丸7年が経過しようとしています。相談件数は年々増加傾向にあり、年間300件を超える相談件数で、現在は累積件数2,000件以上に達しています。相談内容は労働問題、金融・多重債務、消費生活・福祉、法律・税制、各種トラブルなど複雑多岐に渡っています。多くの相談へ対応する為に、専門の相談アドバイザーを配置し、相談の内容によっては弁護士・司法書士・労働福祉事業団体・各種相談窓口と連携を図りながら、解決に向けて日々活動しています。2015年度の相談実施状況については、別資料参照下さい。</p> <p>(1) 「ライフサポートセンターあきた」への助成について</p>	<p>4.</p> <p>(1) 「ライフサポートセンターあきた」への助成について</p>	<p>同センターはこれまで、県民の暮らしサポート事業として、生活保障や福祉の問題をはじめ、金融・債務、労働相談等多くの相談を受け付け、労働者の相談窓口として重要な役割を担っているものと認識しております。</p> <p>県においても、労働相談については、雇用労働政策課及び各地域振興局が、生活・福祉相談については、生活センターや各福祉事務所が相談窓口となって対応しております。</p>

労働者福祉に関する要請に対する回答書

要 求 ・ 提 言 事 項	回	答
<p>(2) ふきのとうホットライインの相互連携</p> <p>秋田県が2003年(平成15年)に心のセーフティネットとして始めた「ふきのとうホットライイン」の相談窓口一覽に「ライフサポーターセンターあきた」も掲載させてもらい、このネットワークを使って他団体から相談を取り次ぐ、または紹介するケースも多くある。昨年度、県健康福祉部主催で『ふきのとうホットライイン相談員研修会』が開催され参加した。おかげさまで違う相談機関との交流や意見交換が出来た。引き続きこのような機会を設ける事を検討頂きたい。</p>	<p>(2) ふきのとうホットライインの相互連携</p> <p>秋田県の自殺者の現状は、依然として高齢者の割合が高いほか、若年層が増加傾向にあります。県では、特に高齢者や若年層への予防対策を強化するため、民間団体の相談員等を対象にゲートキーパー養成研修会や若年層の心理や行動を学ぶ研修会を開催していきたいと考えておりますので、積極的な参加をお願いします。</p>	

労働者福祉に関する要請に対する回答書

要 求 ・ 提 言 事 項

回

答

5. 地方消費者行政の充実強化

(1) 地方消費者行政の充実・強化

県は、消費者行政予算の確保、地方の消費者行政に携わる人材の支援・育成、消費者相談体制の維持・強化と消費生活相談員の雇い止め問題への対策の実施、行政処分の執行体制の強化など、地方消費者行政の充実・強化をはかること。

(2) 消費者教育の推進に対する支援

県は、消費者教育推進法で地方自治体の努力義務とされている「消費者教育地域推進協議会」の設置について、労働者福祉関係者等を含む多様なステークホルダーの参画のもと設置し、実効性ある推進計画を策定すること。

(3) 特殊詐欺や悪徳商法の撲滅

県内では高齢者を対象とした特殊詐欺や悪徳商法によって高額な金額で被害となる事件が後を絶たない状況である。「消費者教育推進法」に伴って昨年3月策定された「消費者教育推進計画」に基づいた消費者教育を推進するとともに、消費生活センターと連携して詐欺等被害に巻き込まれることが無きよう、きめ細やかな教育を展開すること。

5.

(1) 本県においては、全市町村に消費者相談窓口が設置されておりますが、更なる体制強化のため、相談窓口の消費生活センター化について積極的に働きかけてまいります。

消費生活相談員に対しては、弁護士等を講師とした研修会の開催、国民生活センターが行う研修への派遣を行っております。このほか、県では、市町村の相談員に対して、県相談員による巡回指導を行っており、レベルアップに向けた取組を引き続き実施してまいります。

相談員の雇い止めに関しては、国の交付金の活用期間にも関わることから、これをしないこととしております。

行政処分の執行体制については、各法律に基づき、引き続き、県生活センター、市町村、保健所等による監視・指導を行うとともに、食品表示法が施行されたことから、研修会の開催や指導員の配置等により、監視・指導体制の強化を図ってまいります。

こうした取組を進めるため、消費者行政予算に関して、毎年、交付金の維持と拡充について、国へ要望しております。(生活環境部)

(2) 本県では、平成26年度に「秋田県消費者教育推進地域協議会」を設置し、平成27年3月に「秋田県消費者教育推進計画」を策定しました。その計画における基本方針として、「地域の多様な主体との連携による推進」を掲げていることから、実施にあたっては、関係機関等と十分に連携を図りながら、効果的な消費者教育を推進してまいります。

(3) 高齢化が進行する本県においては、近年、高齢者の消費者被害が増加していることから、「秋田県消費者教育推進計画」に基づいて、県警と連携して、高齢者世帯への啓発チラシ配布等を行ってまいります。また、生活センターが行う出前講座、消費生活に関する連続講座の実施など、引き続き、関係機関と連携しながら、効果的な啓発活動を進めてまいります。

このほか、若者のインターネットトラブルが増加していることから、教育庁と連携し、小中学生へのパソコンレット配布や教育支援講座を実施するなど、各年代に応じた消費者教育を推進してまいります。

労働者福祉に関する要請に対する回答書

大項目 6

要 求 提 言 事 項	回 答
<p>6. 中小企業勤労者の福祉格差の是正</p> <p>秋田県として、中小企業勤労者の福祉格差の是正に向けて、中小企業勤労者福祉サービセンタ―が魅力あるサービスを提供し、自立と再生を果たすよう、県としての積極的な役割を發揮し、関係市町村やサービセンタ―への支援・指導を強化するとともに、未設置エリアの解消に努めることを要請します。</p>	<p>6. 中小企業勤労者の福祉格差の是正</p> <p>「中小企業勤労者福祉サービセンタ―」は、中小企業単独では実施が困難な福利厚生について、地域の中小企業勤労者と事業主が共同し、中小企業勤労者の総合的な福祉を増進するために、原則として市町村を単位に設立された団体であります。その後、国の補助が廃止され、県内でも秋田市で（一財）秋田市勤労者福祉振興協会が「ワークパル」として事業運営しているのみとなっております。</p> <p>勤労者専用に福利厚生を提供する仕組みを維持することは難しくなっておりますが、生活相談や子育て・介護等の支援につきましては、いずれの分野においてもその重要性に鑑み、各担当部局において制度の充実が図られてきておりますので、引き続き関係機関と連携しながら、勤労者の多様なニーズに応えられるよう努めてまいります。</p>

労働者福祉に関する要請に対する回答書

要 求 ・ 提 言 事 項	回	答
<p>7. チャリティイヴォルフ大会への協力</p> <p>秋田県労働福祉協議会が主催する「東日本震災復興支援チャリティイヴォルフ大会」は今年で28回目を迎え、県内各地から147名の参加を得て成功裏に開催されました。この大会は、健康で活動できることに感謝するとともに、社会の不条理に遭遇された方々へささやかな激励の意を込めて開催しております。参加者や協賛団体から寄せられた多くのご厚意を、県内の福祉団体・福祉施設、また東日本大震災の被災地へ寄贈し開催の目的を果たす予定です。来年度以降についてもこの趣旨をご理解いただき、協賛広告や役員員の参加等で協力頂く事を要請します。</p>	<p>7. チャリティイヴォルフ大会への協力</p> <p>貴協議会が、これまで「チャリティイヴォルフ大会」を通じて福祉団体や被災地へ支援金を贈るなどの社会貢献活動を継続的に実施されていることに対して、深く敬意を表します。</p> <p>また、今後においても貴協議会の事業が充実されることを期待しております。</p> <p>なお、チャリティイヴォルフ大会の協賛広告については、組織的な対応としては難しいものがありますが、職員があくまでも個人の立場として「自主参加」することは可能であると考えておりますので、御了知願います。</p>	<p style="text-align: right;">大項目7</p>

労働者福祉に関する要請に対する回答書

大項目 8

要 求 ・ 提 言 事 項	回 答
<p>8. メーデー協賛金への協力 秋田県内のメーデーに対して、引き続き運動へのご理解と協賛金の維持を要請します。</p>	<p>8. メーデー協賛金への協力 勤労者の祭典であるメーデーは、勤労者が共に連帯して取り組む重要な運動と理解しており、今日に至るまでの長きにわたる取り組みに敬意を表する次第です。 しかしながら、厳しい県の財政状況を踏まえ、既存のすべての事業において必要性、緊急性、効率性等の観点から抜本的に見直すことが必要であるため、メーデー補助金につきましても一定の見直しがあり得ることをご理解下さい。</p>